



3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

(指図に応じない場合)

第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分による指

図に応じないことがあります。

2 前項の規定により、指図に応じないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

## 第六節 事 故

(事故の際の措置)

第二十九条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指

図を求めます。

1 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を発見したとき。

2 初回の運送経路又は運送方法によることができなくなつたとき。

3 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。

2 当店は、前項各号の場合において、指図を待ついとまがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指

図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によつて、当該貨物の運送の中止若しくは返送又

は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。

3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品等の処分)

第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他の運送上の危険を生

ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が

他に損害を及ぼすおそれを作りだしたときも同様とします。

2 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡し期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に関し、その数量、状態又は引渡しの日時に証明の請求

があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することができます。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(運賃、料金等)

第三十二条 運賃、料金等(燃料サーキュレーションを除く)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料

金によります。

2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーキュレーションを收受します。

3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、賃金水準又は物価水準の変動により運

賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるもの)を除く。)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は店頭に掲示するとともに、当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等の收受方法)

第三十三条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を收受します。

2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料

金等の全部又は一部を收受します。

3 当店は、荷物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるもの)を除く。)を対象とした運賃、料金等の額が不適当となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

5 第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受す

ることを認めることができます。

(待機時間料)

第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間

(荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯

業務を行う場合における待機した時間を含む)に応じて、当店が別に定める料金を收受します。

(延滞料)

第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に対し、年利

十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することができます。

4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるもの)を除く。)を対象とした運賃、料金等の額が不適當となつたと認めるときは、他の一方に対し、額の変更の協議を求めることがあります。

5 第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷受人から收受することを認めることができます。

(中止手数料)

第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他のやむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたときは、荷送人が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を收受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を收受しているときは、荷送人が運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき

当該運送引受書に記載した運賃、料金等を荷受人から收受す

ることを認めることができます。

(荷送人又は荷受人の申告等の責任)

第三十七条 当店は、運送の中止の指図をしたとき

当該運送引受書に記載した運賃、料金等を荷受人から受け取った時に始まります。

(責任と誓証)

第三十八条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅

失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、荷送人又は荷受人が運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき

当該運送引受書に記載した運賃、料金等を荷受人から受け取ったときに始まります。

(コンテナ貨物の責任)

第三十九条 前条の規定にかかるわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が

次に掲げる場合に該当するものの滅失又は損傷について、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者

は、その損害が当店又はその使用者その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、

請求し、余剰があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。

2 前項の規定にかかわらず、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によって滅失したときは、運賃、料金等の全額を收受します。

(事故等と運賃、料金等)

第三十九条 当店は、貨物を荷送人から受け取った時に始まります。

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第一号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被ったときは、その記載について責任を負いません。

(免責)

第四十三条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任

を負いません。

2 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害

2 当該貨物を若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申込書

によつて運送申込書に記載した品名、品質、重量、容積又は価額を記載したとき

は、その記載について責任を負いません。

(運送申込書等の記載の不完全等の責任)

第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(荷送人の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害)

第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任

を負いません。

(当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害)

二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由

三 同盟商業、同盟意業、社会的騒擾その他の事変又は強盗

四 不可抗力による火災

五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等の他の天災

六 法令又は公權力の發動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し

七 荷送人又は荷受人の故意又は過失

(高価品に対する特則)

第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければなりません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知っていたとき

は、適用しません。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受

人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は

他に損害を及ぼすおそれを作りだしたときも同様とします。

4 前項前段の処分に要した費用は、すべて荷送人の負担とします。

5 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(責任の消滅事由)

第四十七条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた場合において、荷物の引渡しの日から二週間以内に当店に對してその通知を発したときは、この限りではありません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に對してその通知を発したときは、この限りではありません。

3 貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に對してその通知を発したときは、この限りではありません。

4 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

5 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

6 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

7 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(高価品の譲り受け)

第四十八条 高価品の譲り受けの場合は、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければなりません。

2 前項の規定は、貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに発見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間において、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。

(損害賠償の額)

第四十九条 高価品に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされたべき地及び時における

2 前項の規定は、荷物の一部滅失又は損傷が生じた場合において、荷物の価額よりこれを控除します。

3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷受人が第一項の期間内に

一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間において、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものを控除します。

(賠償の範囲)

第五十条 当店の責任は、貨物の引渡しがされた日(貨物の全部滅失の場合にあっては、その引渡しがさ

れます)の価額によって、これと定めます。

2 貨物に一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時における

一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間内に

一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間内に

一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間内に

一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に對する当店の責任に係る第一項ただし書の期間内に